

処 分 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第15条第2項第2号
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第1項（処分移送通知） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令第1条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）
処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく処分の基準に関する規程」のとおり
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係 （058-271-2424）
備 考：